

## 令和5年度第1回根室圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会議事録

### 1 開催日時

令和5年(2023年)12月13日(水)13:30~15:30

### 2 開催場所

別海町役場1階 101・102会議室(野付郡別海町別海常盤町280番地)

### 3 出席者

地域づくり委員 2名

4町障がい福祉担当者 4名(地域づくり委員 1名含む)

推進員 1名

地域づくりコーディネーター 2名

事務局 2名

計 10名

### 4 議題

別添「次第」のとおり

### 5 資料

別添のとおり

### 6 挨拶、出欠報告等

#### (1) 挨拶

久保社会福祉課長より開会、藤原推進員より挨拶を行った。

#### (2) 出席者紹介

久保社会福祉課長より出席者を紹介し、欠席者を報告した。

#### (3) 留意事項

事務局より議事録について当局ホームページに掲載する旨を伝えた。

### 7 議事

#### (1) 地域づくり委員会について(前年度活動報告・今年度の活動方針)

- ・ 事務局より資料1-1から1-6により前年度活動報告、今年度の活動方針について説明を行った。
- ・ 質疑、意見等なし。

#### (2) 障害者差別解消支援地域協議会について

- ・ 事務局より資料2-1により、障害者差別解消支援地域協議会の概要について説明を行った。資料2-2の障害者差別解消法の変更について、及び旅館業法の変更について説明した。
- ・ 別海町から新規採用職員に対して障がい者差別解消法の研修や、障害者雇用に際し  
企業から町に問い合わせがあったこと等について情報提供があり、情報交換を行

った。

(藤原推進員)

各町で今年度の差別解消に関わる合理的配慮・旅館業法について、差別解消に係る取組について情報提供いただきたい。

(別海町 澤田委員)

例年、新規採用職員に対して障がい者差別解消法の研修を行っており、今年も実施した。

(中標津町 鹿内主事)

職員に対して差別解消法などについてグループウェアなどで周知をしている。

(標津町 大垣主幹)

随時、職員に対して周知をしている。

(羅臼町 七海委員)

新規採用が入った時には研修説明がなされ、職員には改正がありましたと掲示板等で案内を行っている。今年の夏に事業所さんから1件問合せがあった。身体障害者手帳習得者を雇用するが、なんらかの配慮が必要なのかと問い合わせがあったため、社内の体制などを確認した上で助言した。

### (3) 地域課題について

#### ① 「障がい児支援」～ペアレントメンターについて～

事務局より資料3-1により、ペアレントメンターの役割や相談窓口、道より委託を受けている特定非営利活動法人北海道学習障がい者親の会クローバーが養成研修等を行っていることを説明した。

管内町では、窓口パンフレットがあり、希望者に対して配布しているが、実働となるペアレントメンターの詳細の情報は把握していないこと、町役場の窓口で対応が終結していること、個人情報の観点から積極的な活用には至っていないこと等について情報提供があり、情報交換を行った。

(七海委員)

ペアレントメンターの人数はペアレントメンターの養成研修をやっているところでしか把握していないと思う。町では、ペアレントメンターの正確な数はわからず、ペアレントメンターの名簿自体、市町村では管理していない。相談したい方とペアレントメンターのマッチングについては道で行っているので、正直、市町村があまりここにタッチしていないという状況があると思う。

(浜尾コーディネーター)

令和元年に中標津町で養成のベーシック研修講座とか、フォローアップ研修講座がされていた時には結構な人数が参加していた。研修を受け終わった人はそこそこいるはず。ただ、その方に相談したいという方の相談はあんまり聞かないし、町にも多分話はあまりないと思う。どちらかという親の会の方に相談して、親の会が当事者同士で話をするというパターンのほうが実態としては多いという感じだと思う。

(中標津町 鹿内主事)

中標津町でも特にその相談というのはなかったが、パンフレットが欲しいですっていう方にお渡しするとかその程度でしかなかった。

(浜尾コーディネーター)

ちょっと最近やっているかどうかはわからないが、ペアレントメンター研修が終わった後の人たち向けのフォローアップ研修みたいなものを、きら星さんが来て親に声掛けて研修をしていた時期があった。しかし、コロナになってからちょっとどんな動きになっているのかわからない。

(標津町 大垣主幹)

こういう話が来たらもちろん説明等は行います。

(木村委員)

長野県の精神保健福祉センターでは養成研修が平成18年度から始まり、24年度が38件で、18年度からで、のべ142件の実績件数がある。

私も障がい者施設の相談員をやっていた経験もあり、そういった意味では本当に有益じゃないかなというところを感じている。

ただ、研修受講者からすると、介入して行うことがなかなか難しい。期待される役割というところでは、メンターは専門家ではないので、その気持ちがわかるという共感から相談者に寄り添って、相談を受けることができるが、一定の効果が実際、得られているかどうか、そういった検証も必要である。

(七海委員)

羅臼町でも、このペアレントメンターの相談が、うまくつながらない感がある。役場に相談に来る場合、ある程度明確な目的を持って相談に来る。こういうことを相談してどうしたいんだとかっていうのが、ある程度明確になっている。もし仮に名簿が公表で、相談者としてつなげますよとなった時に、町が小さいので「○○さんなんだよね、なんとかのところに住んでいる○○さんのところなんだ」という話になっちゃう。そうすると、小さい町が故に話が回りに回ってしまう。それであれば、役場の相談窓口だと守秘義務があるため公にされてることなく、堂々ともものも言える。役場でガス抜き目的で来ちゃうんだったらそれはそれで良い。町特有なのか、どうしても狭い町だとそうなる。そんな町の小ささ故のもどかしさはある。

(藤原推進員)

前回の去年の委員会の中でも、武田委員さんからも、結局大人になってからってなったときに、つながりようがなく、子どものうちからなんか色んなかたちでつながる必要もあるよねってというようなこともあり、ペアレントメンターの活用っていうのも一つの手だというような話が出ていたような経緯もあったけれども、なかなか難しいところがある。実際ペアレントメンターの方々が、もっと活用して欲しい、自分を活用して欲しいと思っていらっしゃるかどうかってところも大きい。その意思を無視して周りがどンドンどンドン活用して活用してっていう動きがとれるかってまたそれは違う。ただ本当に、いろんな意味で当事者のご家族というのが持っている困り感とか、色んなもの、やっぱり専門家の話よりも意外とずっと当

事者同士の方が色々な意味で支えあえることというのは、いっぱいあるのかなと思うけれども、そういったところで、障がいを持っていらっしゃる方々が過ごしやすい町を作っていくって意味では、これからとても大事になっていく。

障がい者の結婚の話とかグループホームだけで支えきれない状況で、職員の数とか色々なこと考えたときに、やっぱり物理的に限界があった時にそういうことも実際問題としてあると思う。だけど、じゃあそれは、どうでもいいかっていったらどうでもよくないってなったときに、もちろん養成含めた制度設計の問題として色々な事を根本的に考えていかななくてはいけない。おそらく地域の人だとか、色々な一般の方々が関わることによって、そこを整理させていくということが大事になっていく。おそらくヨーロッパとかでうまくいっていることが日本でうまくいかない一つの問題として、一般的なボランティア的な関わりの薄さみたいなのは、きっとあるのではないかという気はする。狭い地域では、逆に顔見知りだからこそうまくいかない部分もあるのかもしれないが、なにかただやっぱりそういう方向にだんだんだんだんと向いて行けるようなイメージをどこかで共有していくことも大事なのかなというのは、みなさんの話を聞いていて思った。私も知り合いのペアレントメンターの方もいるので、ちょっと話を聞いたりご自身について、どのように捉えていらっしゃるのか聞きながらまた、この問題を考えていければいいなと思う。特に何か結論だとか、ここでこんなことしましょうという話にはなりづらいのかなと思うが、色々情報提供いただいたり、ご意見いただきありがとうございます。

## ②別海町社会福祉協議会「べつかい安心サポートセンター」の現状について

別海町社会福祉協議会「べつかい安心サポートセンター」の現状について、社会福祉法人別海町社会福祉協議会猫塚主査より、安心サポートセンターで行っている成年後見制度や日常生活自立支援事業の実施状況、中核機関としての役割や現状での課題等について講演いただいた。

(羅臼町 七海委員)

日常生活自立支援事業は基本的には在宅だが、例えばある高齢者さんが日常生活在宅で使っている中で、やむを得ず介護施設に入ってしまった場合、継続利用はできないのか。

(猫塚主査)

日常生活自立支援事業は利用できない。

(七海委員)

本人の判断能力が年齢とともに衰えていくことがあるが、微妙なラインの方に関しては何らかのつなぎ、裁判所等とやりとりされているのか。

(猫塚主査)

基本、日常生活自立支援事業が利用できなくなった場合、成年後見制度が類型、後見・保佐・補助とあるが、ある程度判断能力が残っているっていうような方につきま

しては、保佐と補助という部分でカバーしていく。おそらく施設に入る前に、その辺の検討も必要。制度上、日常生活自立支援事業よりも法的な効力があるのが成年後見制度ということになる。施設に入った後も、成年後見制度は使えることはできるが、その中で、軽い方については、保佐と補助と類型の方で対応していく。

申し立てまでの期間は結構期間がかかってしまう。そういった場合、財産管理の部分については、裁判所に申し立ての期間までの間、管理する人を指定し、管理してもらうことができる。

(七海委員)

例えばその対象の被後見人が、やむを得ない事情で町外に出られてしまった場合、何らかの対策はあるのか。

(猫塚主査)

別海町内に住んでいた方が町を出られてしまうようなケースは今のところないが、そういった場合、基本的には別海町民の方に対して、町長申し立てがあったものに関しては受託をさせていただいているが、町外に出られた場合、社協で受任しているものについては、つなぎの間はうちのほうで支援するが、その辺の手続きというところについても相談しながら実施していくと思われる。

(七海委員)

<市民後見人について>後見を受けるとゴールが見えない。人の法定行為を代理してずっとやり続けなければならないとなると負担が大きい。おそらく交代交代にしないと息切れをしてしまう。市民後見人の後ろ盾が必要と思う。

(猫塚主査)

当方では法人後見として受けているが、法人後見を受けた後に、ご兄弟が亡くなった方ということで相続など、色んな問題が出てくる。司法書士に相談しながら相続の手續というの進めていくが、なかなか次から次と色んな問題が出てくる。医療行為について、後見人には同意権がない。制度的にはまだ未完成な部分がある。

(藤原推進員)

今、別海町民で市民後見人になっている方はいるのか。

(猫塚主査)

実は市民後見人としての登録はあるが、市民後見人としてというよりは、親族後見として一般の方が後見人になられているというようなケースはある。全く関係のない方が親族以外の方の後見をされているという事例はない。

(藤原推進員)

それぞれの町の状況について話を伺いたい。

(中標津町 鹿内主事)

まだ中核機関の設置までは至っていない。

(標津町 大垣主幹)

成年後見の関係全部、地域包括センターの方でやっている。

(藤原推進員)

本当に色んなお話たくさんいただけて、有益だったが、それぞれの町で今後進

めていく中で、情報交流しながら、やっていくのがとても大事なんだと、今、お話あったが、やっぱり市民後見の必要性が高まっているが、市民後見人になった方が苦しくてもう辞めていくとか、そういったようにならない体制を作るためには、先行してやっているところからの情報を各町で共有しながら、バックアップ体制をしっかり作っていくことが大事なんだと、今のお話を聞いていて本当に思った。法人後見の形がベースになっていくことが一番良いのかもしれないが、そういったところも含めて、ますます必要になっていく仕組みかなと思うのでみなさんで意見出し合いながら、過ごしやすい町になるように手立てが取れば良いのかなと思う。

#### (4) その他(事務局からの説明)

- ・ 7月に別海町の障害者支援施設柏の実学園で発生した虐待事案について、委員から当委員会にて任意の調査を行うよう申入があったが、本事案は障害者総合支援法に基づき、振興局が監査対応することから、申入を受理しないこととした。この件については、現在監査中であることから、監査結果が出た後、改めて委員会において説明することを考えていること。
- ・ 「障がい者をもつ保護者の方、お手伝いをする方のためのしおり」の監修について、改めての協力を依頼。
- ・ 第2回委員会の議題については推進員及び地域づくりコーディネーターと改めて検討すること。
- ・ 本委員会の役員の任期が、来年の3月までとなっている。年内に委員改正の予定で、振興局及びホームページ等で公募し、学識経験者については、各団体に改正に係る委員推薦の案内を送付すること。
- ・ 質疑、意見等はなし。

(閉会)